

①子どもたちのインターネット環境を知ろう!

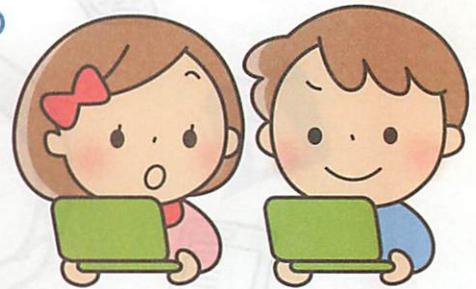
インターネットの普及はめざましく、小学1年生から6年生までの大半がポータブルゲーム機や、ポータブル音楽プレイヤー、保護者の使用しなくなった古いスマートフォンを利用しています。そしてその機器の多くはインターネットを使用しており、子どもたちはゲームやSNS(ソーシャルネットワークサービス)を利用して、情報を共有しています。

「うちの子は、まだまだ幼くてゲームをしているだけ」と思っておられませんか?今のゲームはWi-Fi(無料の無線を使用したネット環境)でプレイヤー同士がつながるモノが多く、実際に会ったこともない友だちをネット上に持っている子どもが増えています。

コメントのやり取りが夜遅くまで延々と続くこともしばしばあり、SNSで一晩に1500回ものメッセージが届く子どももいます。睡眠時間を削ってクラスの仲間とコメントの交換をし、生活が乱れてしまうのですが、断ることもできずにいます。

楽しいはずのSNSが、疲れやイライラ・トラブルの
起因となっています。

悪意ある人物の子どもへの声掛け事案や、脅
迫、詐欺などもあり、思いもよらぬトラブルが、どん
どん低年齢化しているのです。



②インターネットの環境はきちんと整備できているの?

これだけスマートフォンやタブレットが普及しているのだから、それなりに安全性や法的環境も整えられていると思ってしまいますよね。でも、想像以上に落とし穴は多く存在しているのです。モラル面では、まだまだ啓発も出来ていません。インターネットの現状を理解して使用しなければ、思いもよらぬ問題を抱えてしまいます。

問題画像を投稿しアルバイト先のお店がつぶれるなどの問題や、職場での写真を投稿し情報漏えいとなる場合もあり、いずれも大半が消せずに残り続けています。過去の過ちを忘れてもらえないのです。

ハードウェアはどんどん発展していますが、利用者側のモラル向上と法的整備が今後の課題です。



③ インターネットで起きる人権侵害って？

これまでよく使われてきたインターネットサービスは、ブログや掲示板など管理者がいて、不適切な投稿は削除されたり、削除依頼をしたりすることが可能でした。インターネットに投稿する端末も、パソコンが主流で、個人を特定しづらいものでした。

しかし、スマートフォンやタブレットが大きくシェアを広げ、パソコンまでもがタブレット化して、いつでも、どこでも、気軽にコメントが投稿できるようになり、ブログからSNSへとサービスも移行してきました。

SNSは情報を共有して、人と人を結びつけるので、一見、楽しい部分しか見えません。しかし、実はサービス提供者側には、スマートフォンなどに登録した情報やアクセス履歴を、マーケティングに活用できたり、位置情報をはじめユーザーの趣味趣向が回収できるなどのメリットがあります。サービスを利用する側にもアプリ(ソフトウェア)が無料で、気軽に始められることから、子どもたちにまで普及してしまいました。

SNSの多くは世界中に投稿したのと同じことになり、友達同士のやり取りのつもりが、多くの人目にさらされることになってしまいます。問題になるコメントが投稿されたのなら削除依頼すればいいと思われるのですが、削除出来ないサービスも多いのです。

例えば、スマートフォンなどの端末についているスクリーンショット(今見ている画面をそのまま手軽に写真に出来る機能)を使うと、投稿内容を保存されてしまうなど、消せないトラブルが増えています。また、スマートフォンからの投稿は、前後の投稿内容や使用履歴などから個人が特定されることが多く、安易な愚痴の投稿などが人権侵害としてネット上に拡散してしまうのです。

無料アプリをダウンロードして使用する場合は利用規約に目を通し、情報が漏れないように設定しておきましょう。安易な投稿をしてしまうと、将来の就職活動などにも影響してしまいます。



④ 悪口を SNS に書かれてしまいました。どうすればいいの？

インターネットは持ち歩く時代になり、いつでも友達とコメントを送りあえるようになりました。つい感情的になり、悪口を書いてしまう人もいます。自分にしか見えないのならまだしも、他の友達にまで見えている場合は、とても辛く悲しい気持ちになるでしょう。反論したいところですが、ネット上での反論はやめておいた方がいいのです。ネット上で反論してしまうと、お互いの投稿が多くの人目に触れ、なおさら消えなくなります。口論に参加して炎上させる人たちまで現れます。炎上させることでアクセスが増え、広告収入に結びつけようと多くの悪意のある人に利用されてしまいます。一度炎上してしまうと、心理的にも無視することは難しくなります。

ネットに書かれた^{うわさ}は気にせず、無視する勇気も必要なのです。悪口を書き込んだ相手は投稿が消せず、やがて誹謗中傷した人物として扱われ、自分自身に被害が返ってくるのです。

⑤そんなに怖いのなら、スマートフォンは持たせないほうがいいの？

車社会となった現在では、自動車などを利用しないことは不可能に近いでしょう。18歳にならないと運転免許は取れないのに、幼児の頃から交通安全教室は行われています。

しかし、インターネットの交通安全教室的なものは、なかなか行われる機会がありません。何も知らずに使用してしまうことが、子どもたちを、被害者にも加害者にもしてしまいます。学校は原則、携帯電話持ち込み不可の場所ですから、指導も難しい現状です。なによりも、家庭の中で自由に話す雰囲気重要です。

まずは家庭でのルール作りが大切です。一例を挙げれば、いきなりスマートフォンデビューをさせずに、とりあえずは保護者の持っている携帯電話やスマートフォンで、離れて住むおじいちゃんやおばあちゃんとメールの練習をしましょう。仮免許合格をおじいちゃんから言ってもらえたら、保護者が買い与えるという家庭でのルール作りも効果的です。

子どもたちはこの練習を通して、家族とのコミュニケーションを図ることになります。その中で、インターネットによる知識だけが正しいものではないことを知り、幅広い知識を得ることができます。また、常に気にかけてくれる人がいることに気づき、安心感が得られるのではないのでしょうか。

家族とつながっているという安心感から、悩みの相談もしやすくなり、スマートフォンによるトラブルにも巻き込まれにくくなると思います。

スマートフォンは確かに便利なコミュニケーションの道具であることは間違いありません。しかし、デジタルな時代だからこそ、不便さを知っている世代が、今ではアナログ的と言われるかも知れませんが、顔を見て話す大切さを伝えられるのです。
コミュニケーションのあり方を、今一度、子どもたちと一緒に考え直してみましよう。

発行にあたって

この冊子は市民のみなさんに人権について正しく理解していただくために作成しました。家庭や地域・職場などの話し合いや人権学習の資料として、ご活用願えれば幸いです。

著者紹介

篠原 嘉一（しのはら かいち）
兵庫県情報セキュリティサポーター
NIT情報技術推進ネットワーク㈱ 代表取締役



〈トラブルがあったり、困ったことがあれば、次の窓口に相談してください〉

みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)	0570-003-110
子どもの人権110番	0120-007-110
神戸地方法務局 尼崎支局(人権相談)	06-6482-7417
尼崎市立消費生活センター(消費生活相談)	06-6438-0999
尼崎市 市民相談担当(生活法律相談や人権相談)	06-6489-6400

発行●尼崎市教育委員会事務局 社会教育課 TEL06-6489-6746

社会教育課では、幼稚園、小・中学校の保護者を中心とした自主学習グループによる定期的な人権学習を広げる活動を続けています。また、市内の自主学習グループから希望があれば、社会教育課に登録している人権教育指導者の派遣も行っています。